

大和市告示第108号

大和市生涯学習振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年5月22日

大和市長 大木 哲

大和市生涯学習振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市生涯学習振興補助金交付要綱（平成21年大和市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（要望手続）」に改め、同条中「補助事業者」を「要望者」に、「既定する」を「規定する」に改め、「までに」の次に「市長に」を加える。

第5条第1項中「前条に規定する要望書が提出された」を「要望書を受理した」に、「補助事業者」を「要望者」に改める。

第6条第1項中「者」を「要望者」に、「実施事業者」を「内定者」に改め、同条第2項中「実施事業者」を「内定者」に改める。

第7条第1項中「実施事業者」を「内定者」に改め、「必要な」を削り、同条第2項中「が提出された」を「を受理した」に、「実施事業者」を「内定者」に改める。

第8条を次のように改める。

（申請手続）

第8条 内定者は、生涯学習振興補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に規則第4条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書を添えて、市長が別に指定する日までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請書に添付する規則第4条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書が、要望書又は第7条第1項に規定する申請書に添付したものと内容に変更がないときは、これを省略することができる。

第9条の見出し中「補助金の額の」を削り、同条中「前条に規定する申請書が提出された」を「交付申請書を受理した」に、「実施事業者」を「内定者」に改める。

第12条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「事業者」を「もの」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金は、当該補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後に交付するものとする。

別表第2中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大和市生涯学習振興補助金交付要綱第5条第1項の規定による内定を受けている補助事業に係る手続等については、なお従前の例による。